

## 品川区職員公共政策等大学院修学支援実施要綱

制定	平成18年10月25日	区長決定	要綱 第137号
改正	平成25年10月15日	要綱	第146号
	平成27年2月16日	要綱	第12号
	令和元年10月3日	要綱	第308号
	令和2年10月8日	要綱	第188号

### (目的)

第1条 この要綱は、職員の大学院修学について、費用の助成その他の支援をすることにより、複雑化・高度化する行政に対応できる専門的能力および知識を有する職員を育成することを目的とする。

### (修学支援の要件)

第2条 修学支援の対象となる大学院における研究は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 公共政策に関するものであること。
  - (2) 職務に関する内容であること。
  - (3) 研究成果が区政の推進に有益であると認められること。
- 2 受講時間は、勤務時間外であることを原則とし、職務遂行上支障がないものでなければならない。

### (修学支援の対象となる職員の要件)

第3条 修学支援の対象となる職員は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 勤務成績が優秀で心身ともに健全であり、かつ、学習意欲が旺盛である者
  - (2) 大学院の実施する入学検定に合格した者
  - (3) 大学院入学の年度の初日において、年齢が50歳未満の者であつて、主任以上の職にあるもの（採用後3年以上在職しているものに限る。なお、行政職給料表（二）および医療職給料表（一）の適用を受けるものを除く。）であること。
  - (4) 修学支援の期間の終了後も引き続き区職員として勤務する意思を有する者
- 2 前項の規定にかかわらず、選考委員会は特に必要と認める者を、修学支援の対象とすることができる。

### (修学支援の範囲)

第4条 修学支援は費用の助成により行うこととし、その範囲は修学支援の期間内に大学に支払うべき次に掲げるものとする。

- (1) 入学検定料、入学金および教育充実費
- (2) 授業料のうち、総務部長が別に定める額

(修学支援の期間)

第5条 修学支援の期間は、第7条の規定による決定を受けた日から修学する大学院で定める標準的な研究修了の日までとする。ただし、入学後に第8条第2項の規定による決定を受けた者については、総務部長が別に定める期間とする。

(支援対象者の募集等)

第6条 総務部長は、期間を定めて修学支援を希望する職員を募集する。

- 2 修学支援を受けようとする職員は、前項に規定する期間内に、総務部長に対し、修学支援申込書を提出しなければならない。

(支援候補者の決定)

第7条 選考委員会（第13条第1項に規定する品川区職員公共政策等大学院修学支援選考委員会をいう。同条第2項において同じ。）は、前条の規定により募集に応じた職員の中から、修学支援の候補者（以下「支援候補者」という。）を決定する。

(支援対象者の決定)

第8条 支援候補者は、大学院の実施する入学検定に合格したときは、大学院合格報告書に必要な書類を添付して、速やかに総務部長に報告しなければならない。

- 2 総務部長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該支援候補者を支援の対象者（以下「支援対象者」という。）と決定し、支援決定通知書により通知する。
- 3 一の年度において、新たに支援対象者として決定する者は、1名とする。

(助成の方法)

第9条 支援対象者は、第4条に規定する費用の助成を受けようとするときは、総務部長に対し、助成申請書に必要な書類を添付して提出しなければならない。

- 2 総務部長は、前項の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、適当と認めるときは、支援対象者に第4条各号に掲げる費用を支払うことにより助成を行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、総務部長は、特別の理由があると認めるときは、支援対象者の修学する大学に第4条各号に掲げる費用を支払うことにより助成を行うことができる。

(研究報告)

第10条 支援対象者は、総務部長に対し、次に掲げる報告をしなければならない。

- (1) 支援期間中（随時） 研究の進行状況等についての報告
- (2) 研究終了後（1カ月以内） 研究成果の写しを添付した書面による成果の報告

(支援の取消し)

第11条 支援対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、支援対象者とする決定を取り消すものとする。

- (1) 区職員でなくなったとき。

- (2) 疾病その他の理由により研究の継続が困難になったとき。
- (3) 不正な目的で助成を受けようとしたとき。
- (4) 非違行為その他の理由により支援対象者としての適格性を欠くに至ったとき。

(経費の返還)

第12条 総務部長は、支援対象者または支援対象者であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、区が助成した額の全部または一部について返還させるものとする。ただし、支援対象者の死亡その他やむを得ない理由があると認める場合には、この限りでない。

- (1) 前条の規定により、支援対象者とする決定を取り消されたとき。
- (2) 研究を修了した者については研究の修了の日から、前条の規定により支援対象者とする決定の取消しを受けた者であって費用の全部または一部の返還を免除されたものについては当該取消しを受けた日から2年以内に区職員でなくなったとき。

(選考委員会の設置)

第13条 支援候補者の選考を行うため、品川区職員公共政策等大学院修学支援選考委員会を設置する。

- 2 選考委員会は総務部長、企画部企画調整課長、総務部総務課長、総務部人事課長および教育委員会事務局庶務課長の5名で構成し、委員長は総務部長とする。

(サービスの取扱い)

第14条 支援対象者の属する所属の長は、当該支援対象者に勤務時間内において通学する必要が生じた場合は、職務に支障のない範囲内で必要と認める最少の日または時間を単位として、当該支援対象者の職務に専念する義務を免除することができる。この場合において、当該所属の長は、事前に人事課長に協議をしなければならない。

(委任)

第15条 この要綱を実施するために必要な事項については、別に総務部長が定める。